

## 規制の事前評価書

法律又は政令の名称：輸出貿易管理令の一部を改正する政令案

規制の名称：外国為替及び外国貿易法に基づく輸出管理

規制の区分：新設、改正（拡充、緩和）、廃止 ※いずれかに○印を付す。

担当部局：貿易経済協力局貿易管理部貿易管理課

評価実施時期：令和4年5月

### 1 規制の目的、内容及び必要性

#### ① 規制を実施しない場合の将来予測（ベースライン）

「規制の新設又は改廃を行わない場合に生じると予測される状況」について、明確かつ簡潔に記載する。なお、この「予測される状況」は5~10年後のことと想定しているが、課題によっては、現状をベースラインとすることもあり得るので、課題ごとに判断すること。  
(現状をベースラインとする理由も明記)

今次改正は、ウクライナをめぐる国際情勢に鑑み、国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するため、主要国が講ずることとした措置の内容を踏まえ、外国為替及び外国貿易法（以下「外為法」という。）に基づきロシア連邦への先端的な物品等の輸出等の禁止措置を行うとした閣議了解を踏まえたもの。仮に実施しない場合、我が国が国際協調的な輸出制限措置の抜け穴となり国際的な努力の実効性を失わせることとなる。加えて、主要国との関係が悪化し、外為法の目的である我が国経済の健全な発展に支障を来すおそれがある。

#### ② 課題、課題発生の原因、課題解決手段の検討(新設にあっては、非規制手段との比較により規制手段を選択することの妥当性)

課題は何か。課題の原因は何か。課題を解決するため「規制」手段を選択した経緯（効果的、合理的手段として、「規制」「非規制」の政策手段をそれぞれ比較検討した結果、「規制」手段を選択したこと）を明確かつ簡潔に記載する。

#### 【課題及びその発生原因】

ウクライナをめぐる国際情勢に鑑み、主要国等が国際協調として講ずることとした輸出等禁止措置を国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するため同様の措置を実施する必要がある。

#### 【規制以外の政策手段】

今般の措置は、輸出管理制度を適切に運用するために、ロシアを仕向地とする貨物の輸出等に

について、輸出等の禁止措置を法的に実施するものであり、非規制手段は考えられない。

なお、外為法における許可・承認の申請については電子情報処理組織を使用した電子申請の手続を進めている。本改正における許可・承認申請においても電子申請可能となるよう必要な見直しを行う。

#### 【規制の内容】

- ・ロシア連邦への先端的な物品等の輸出等の禁止措置を導入する。

## 2 直接的な費用の把握

### ③ 「遵守費用」は金銭価値化（少なくとも定量化は必須）

「遵守費用」、「行政費用」について、それぞれ定量化又は金銭価値化した上で推計することが求められる。しかし、全てにおいて金銭価値化するなどは困難なことから、規制を導入した場合に、国民が当該規制を遵守するため負担することとなる「遵守費用」については、特別な理由がない限り金銭価値化を行い、少なくとも定量化して明示する。

#### (遵守費用)

- ・許可申請手続きに係る作業コストの発生（申請手続きに係る書類作成、取扱い品目が規制に該当するかの確認作業）
- ・組織内の輸出管理体制の拡大
- ・販売戦略等への影響（相手国・地域や品目によっては、輸出が許可されない事案が想定され、外貨獲得の機会の減少や販売戦略そのもののへの影響が生じうる）

他方、上記作業に事務負担は事業者の規模等によって異なり、また個社の機密情報になることから、定量的に推計することは困難である。

#### (行政費用)

- ・許可・承認対象へ追加となった品目に係る審査・検査業務が追加発生
- ・許可・承認対象範囲の変更について企業等への周知業務が発生（説明会開催及び資料作成、並びに改正内容を的確に説明・判断するための知見の蓄積等が必要になる）

他方、今後行われる届出の件数や説明会の開催件数等は現時点では必ずしも明らかではないことから、定量的に推計することは困難である。

### ④ 規制緩和の場合、モニタリングの必要性など、「行政費用」の増加の可能性に留意

規制緩和については、単に「緩和することで費用が発生しない」とするのではなく、緩和

したことで悪影響が発生していないか等の観点から、行政としてモニタリングを行う必要が生じる場合があることから、当該規制緩和を検証し、必要に応じ「行政費用」として記載することが求められる。

(規制の緩和ではないため該当せず。)

### **3 直接的な効果（便益）の把握**

#### **⑤ 効果の項目の把握と主要な項目の定量化は可能な限り必要**

規制の導入に伴い発生する費用を正当化するために効果を把握することは必須である。定性的に記載することは最低限であるが、可能な限り、規制により「何がどの程度どうなるのか」、つまり定量的に記載することが求められる。

我が国が輸出管理制度を適切に運用することによって、国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与することができ、経済制裁の国際的な効果を高めることができる。

#### **⑥ 可能であれば便益（金銭価値化）を把握**

把握（推定）された効果について、可能な場合は金銭価値化して「便益」を把握することが望ましい。

我が国が輸出管理を適切に実施することによって得られる国際協調による経済制裁の目的や外為法の目的の達成に寄与することを金銭価値化することは困難。

#### **⑦ 規制緩和の場合は、それにより削減される遵守費用額を便益として推計**

規制の導入に伴い要していた遵守費用は、緩和により消滅又は低減されると思われるが、これは緩和によりもたらされる結果（効果）であることから、緩和により削減される遵守費用額は便益として推計する必要がある。また、緩和の場合、規制が導入され事実が発生していることから、費用については定性的ではなく金銭価値化しての把握が強く求められる。

(規制の緩和ではないため該当せず。)

## 4 副次的な影響及び波及的な影響の把握

- ⑧ 当該規制による負の影響も含めた「副次的な影響及び波及的な影響」を把握することが必要

副次的な影響及び波及的な影響を把握し、記載する。

※ 波及的な影響のうち競争状況への影響については、「競争評価チェックリスト」の結果を活用して把握する。

事業者の輸出管理に一定の負担がかかることがありうるが、特定の事業者についてだけ負担が発生するものではなく、競争状況に負の影響は生じない。

## 5 費用と効果（便益）の関係

- ⑨ 明らかとなった費用と効果（便益）の関係を分析し、効果（便益）が費用を正当化できるか検証

上記2～4を踏まえ、費用と効果（便益）の関係を分析し、記載する。分析方法は以下のとおり。

- ① 効果（便益）が複数案間でほぼ同一と予測される場合や、明らかに効果（便益）の方が費用より大きい場合等に、効果（便益）の詳細な分析を行わず、費用の大きさ及び負担先を中心に分析する費用分析
- ② 一定の定量化された効果を達成するために必要な費用を推計して、費用と効果の関係を分析する費用効果分析
- ③ 金銭価値化した費用と便益を推計して、費用と便益の関係を分析する費用便益分析

輸出管理制度を適切に運用し、外為法の目的を達成することは、我が国としての責であり、こうした責務を果たしていくことにつかれる便益は極めて大きいと考えられる。一方で、事業者の負担も限定的であり、一定の行政費用が追加で発生するものの、これまでの審査業務等の範囲で対応可能である。以上のことから、今回の制度改正に伴う便益はその費用を上回ると考えられるため、今回の制度改正は適切かつ合理的なものであると考えられる。

## 6 代替案との比較

- ⑩ 代替案は規制のオプション比較であり、各規制案を費用・効果（便益）の観点から比較考量し、採用案の妥当性を説明

〔 代替案とは、「非規制手段」や現状を指すものではなく、規制内容のオプション（度合い）を差し、そのオプションとの比較により導入しようとする規制案の妥当性を説明する。 〕

今般の措置は、主要国が国際協調として講ずることとした輸出等の禁止措置を我が国で実施するとして閣議決定・政令改正等したものであり、外為法の目的を達成するために、国際的な努力に我が国として寄与するため講ずるものであることから、代替案はない。

## 7 その他の関連事項

- ⑪ 評価の活用状況等の明記

〔 規制の検討段階やコンサルテーション段階で、事前評価を実施し、審議会や利害関係者からの情報収集などで当該評価を利用した場合は、その内容や結果について記載する。また、評価に用いたデータや文献等に関する情報について記載する。 〕

特になし。

## 8 事後評価の実施時期等

- ⑫ 事後評価の実施時期の明記

〔 事後評価については、規制導入から一定期間経過後に、行われることが望ましい。導入した規制について、費用、効果（便益）及び間接的な影響の面から検証する時期を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。 〕

〔 なお、実施時期については、規制改革実施計画（平成 26 年 6 月 24 日閣議決定）を踏まえることとする。 〕

ウクライナをめぐる国際情勢や主要国の対応の状況等を踏まえて適切に判断していく。

- ⑬ 事後評価の際、費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するための指標等をあらかじめ明確にする。

〔 事後評価の際、どのように費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するのか、その把握に当たって必要となる指標を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。規制内容によっては、事後評価までの間、モニタリングを行い、その結果を基に事後評価を行うことが必 4 〕

要となるものもあることに留意が必要

ウクライナをめぐる国際情勢や主要国等の対応の状況等を踏まえて事後評価を行うこととする。